

地域コミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域運営組織等が実施する小さな拠点形成に係る取組に要する経費及び地域コミュニティの運営の負担を軽減するための事業に要する経費について、地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱（平成24年6月14日施行）に基づき、市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義又は考え方については、次の各号に定めるところによる。

(1) 小さな拠点

「小さな拠点」とは、中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む地域）において、安心して暮らしていく上で必要なサービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組をいう。

(2) 地域運営組織等

① 「地域運営組織」とは、地域住民自らが主体となって、地元市町村や地元事業者との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織をいう。

② ①及び新たに①を形成しようとする住民等の集まりを「地域運営組織等」という。

(3) 地域将来計画

「地域将来計画」とは、地域での暮らしを取り巻く実態や将来に向けたニーズを把握し、目指すべき地域の将来像とその実現に向けたスケジュールや活動内容、役割分担等について、住民やその他団体間で話し合った結果をまとめた計画をいう。

(4) 地域コミュニティ

「地域コミュニティ」とは、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを取りながら地域の事柄に取り組んでいる「地域社会」（例：自治会、町内会、行政区等のいわゆる地縁団体や小学校区等を単位として設置される校区コミュニティ組織）をいうものとする。

(補助の対象及び補助率等)

第3条 事業名、目的、対象地域、補助金交付の対象となる経費及び補助率等は別表のとおりとする。ただし、国又は県が交付する他の負担金又は補助金等の交付対象となった経費は補助の対象としない。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、前条により実施される事業について、市町村予算への計上、地域運営組織等及び地域コミュニティ（以下、「間接補助事業者」という。）に対する必要な助言、及び環境整備を含めた総合的な支援を行うとともに、第5条に定める県への申請に必要な手続き及び11条に定める実績報告等を実施するものとする。

2 このほか、必要に応じて地方版総合戦略の改定等を行うとともに、県における地域再生計画や地方創生関係交付金の実施計画の策定に協力する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする市町村の長（以下、「補助事業者」という。）は、地域コミュニティ活性化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条により交付の申請があった場合は当該申請に係る書類を審査のうえ、必要に応じて現地調査等により事業内容を精査し、適当であると認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後、補助事業の内容及び補助事業に要する経費配分の変更（補助対象経費（間接補助対象経費）の20%を超えない額の変更であって補助金の額に変更を生じない場合を除く。）を行う場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、地域コミュニティ活性化支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から15日を経過した日までとする。

2 前項の場合、地域コミュニティ活性化支援事業補助金申請取下書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(関係書類の整備等)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設

けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、地域コミュニティ活性化支援事業補助金遂行状況報告書(様式第4号)によるものとし、知事が別に定める日までに提出しなければならない(知事が指示したときに限る。)

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日(廃止の場合は、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、地域コミュニティ活性化支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、補助事業者から前条の実績報告書が提出されたときは、規則第14条の規定に基づき補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後に補助金を交付するものとする。ただし、補助事業者が緊急に支出する必要がある経費で、知事が必要と認めるものがあるときは概算払の方法により交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 前項の概算払請求を行った場合において、第12条に定める額の確定と相違する場合、その差額を精算することとする。

(書類の提出)

第14条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は、正本一部とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月12日から施行し、令和元年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条に規定する特定市町村については、改正後の地域コミュニティ活性化支援事業補助金交付要綱第4条別表の1に掲げる事業の対象地域とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金から適用する。